

令和6年度
大分市文化・芸術活動推進補助金

【募集要項】

受付期間：令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

事業実施期間：令和6年5月1日（水）～令和7年3月31日（月）

提出先：大分市企画部文化振興課（大分市役所本庁舎5階）

提出方法：必要書類を直接持参

（提出時間：平日8時30分～12時、13時～17時15分）

※申請関係書類は、大分市ホームページからダウンロードできます。

※本募集要項の内容を必ずご確認ください。

【注意事項】

- 補助金の交付は選考委員会により決定いたします。
- 本事業については、大分市議会令和6年第1回定例会で令和6年度当初予算が可決された場合に実施となります。
- 申請にあたり、事前相談が必須となります。

1 大分市文化・芸術活動推進補助金の目的

この事業は、自主的な文化・芸術活動のうち広く市民を対象とする事業について支援することにより、大分市の文化・芸術活動推進に寄与することを目的に、事業費の一部を補助するものです。

2 補助対象者

文化・芸術活動を実施する個人または団体で、下記のすべてに該当する場合に申請できます。

- ①大分市を活動拠点としており、主として営利を目的としていない事業を行う個人または団体
- ②継続的に文化・芸術活動を行っている、または今後継続的に文化・芸術活動を行うものであること

【補助の対象とならない者】

- ・市税を滞納している者（団体の場合は代表者）※法人も対象となります
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

3 補助対象事業

大分市内で令和6年5月1日（水）～令和7年3月31日（月）までに実施される次の事業が、補助の対象となります。

① 公演事業

広く市民を対象とした音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの公演
※団体内部のみの発表会等は対象となりません。

② 展覧会事業

広く市民を対象とした絵画、工芸、書道、写真などの展示
※団体内部のみの展示会は対象となりません。

③ その他文化・芸術振興事業

上記以外の広く市民を対象としたワークショップ、講演会等、大分市の文化・芸術の振興に寄与するものと認められる事業

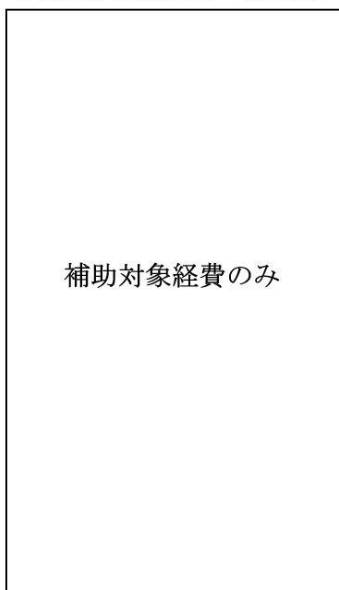
【補助の対象とならない事業】

- ・ 興行その他営利を主な目的とするもの
- ・ 広く一般に公開されないもの
- ・ 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- ・ 文化祭その他の学内行事として行われるもの
- ・ 慈善活動その他の事業への寄付を主な目的とするもの
- ・ 他の補助金を交付されているもの又は本市との共催で行われるもの
- ・ その他補助対象事業とすることが適当でないと認められるもの

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の総額から事業の収入を除いた額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切捨てた額）とし、30万円を限度とします。

【補助対象経費の総額】



【収入】



補助金額の総額から収入を除いた額の2分の1を補助します。
※1,000円未満の端数は切捨て

【補助金額】



5 提出書類

申請時には以下の全ての書類を受付期間内に提出してください。

- ① 大分市文化・芸術活動推進補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体概要書（様式第4号）（個人の場合は、個人概要書（様式第5号））
- ⑤ 誓約書兼同意書（様式第6号）
- ⑥ 市税完納証明書
- ⑦ 団体規約（団体で申請する場合のみ）
- ⑧ 団体名簿（任意様式）
- ⑨ これまでの活動実績が分かる資料（過去のパンフレット等）

※その他の書類等について、必要に応じて提出を求める場合がございます。

6 補助の対象となる経費

補助の対象となる主な経費は以下の一覧のとおりです。

※収支予算書にはできるだけ詳しく記載してください。

費目	内容	留意事項
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲスト出演料 ・講師、演奏者等の謝礼 ・運営スタッフ等への人件費 	団体構成員への報償費は対象外となります。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲスト、講師、演奏者等の旅費及び宿泊費等（大分市内の宿泊施設に限る） 	団体構成員の旅費等は対象外となります。また、市外で宿泊を要する特別な事情がある場合はご相談ください。
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム、チケット、パンフレット等の印刷費 	有料で販売するパンフレット等は対象外となります。
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器、作品等運搬費 ・事業開催に直接必要な郵便料等 	切手のみの購入は用途が不透明なため、対象外となります。
広告費	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター等掲載料 ・広告宣伝費（新聞、テレビ、ラジオ等） 	
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ調律費 ・チケット販売委託に伴う手数料 	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営委託費、警備委託費等 	
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料、付帯器具設備使用料 	練習時に使用する会場費等は対象外となります。
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場装飾費等（事業に直接必要な物のみ） 	パソコン等補助事業以外にも利用できるものは対象外となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が認める経費 	

【補助の対象とならない経費】

事業のため以外に使用する施設使用料及び光熱水費、団体構成員の交通費、駐車場代、燃料費、電話代、振込手数料、切手代、収入印紙の購入費、記念品代（賞金含む）、備品の購入費（楽器等レンタル費は除く）、食糧費、文具類の購入費（事業に直接関係のあるものは除く）、寄付金、団体構成員に係る支払、領収書に不備のあるもの、その他市長が適当でないと認めるもの

※補助金の対象経費は原則として、**補助金交付決定通知後に支払う経費**が対象となります。ただし印刷費、広告費、及び補助対象事業の実施日における会場使用料及び付帯器具設備使用料は、補助金交付決定通知前でも補助対象となる場合がございますので、ご相談ください。

※事業に使用する切手代については、補助対象経費となります。

7 申請から補助金交付までの流れ

事前相談・申請

○令和6年2月1日（木）～2月29日（木）の期間内に、3ページに記載している提出書類を大分市文化振興課（本庁舎5階）にご持参ください。

選考委員会

○大分市文化・芸術活動推進補助金交付選考委員会にて、ご提出された申請書一式をもとに補助事業を審議し、決定いたします。

<選考ポイント> 計画性、発展性、自立性、創造性、新規性、公益性、効果性 等

※定期演奏会など恒例で開催される事業で、内容が例年と変わらないものは、選考の際、優先度は低くなります。

決定

○選考結果を通知します。（4月下旬頃予定）

※選考の結果、不採択の場合もございます。

事業実施

○補助金の交付決定を受けた事業の実施。

※申請時と事業内容が変わる場合は、速やかに文化振興課へお知らせください。

実績報告

○事業完了後30日以内に、実績報告書をご提出ください。

※事業完了日は事業及び全ての支払いが終了した日になります。

※領収書の提出にあたり、不備のあるものは補助対象外となる場合がございますので、ご注意ください。

※事業の実施状況が分かる写真等の添付が必要です。

補助金交付

○実績報告書の内容を確認後、補助金額を確定し通知します。

○通知後、請求書（様式第14号）をご提出いただき、補助金を交付します。

8 その他

①補助事業の表示について

補助事業の印刷物等には「大分市文化・芸術活動推進補助金事業」の名称を表示してください。

②アンケートの協力について

補助金交付決定団体は、後日文化・芸術に関するアンケートの協力をしていただく場合があります。

9 大分市文化・芸術活動推進補助金 Q&A

1. 広く市民を対象とは

団体構成のみでの鑑賞や、家族、知人のみしか参加できない事業等ではなく、幅広い市民の参加が期待できる事業が補助対象となります。

2. 法人格を有している場合でも申請できるのか

法人格を有している場合、営利企業（株式会社、有限会社等）等は対象外となりますが、非営利企業（一般社団法人、NPO法人等）は事業内容の主たる目的が営利を目的としない場合、補助対象者となります。

3. 補助対象とならない他の補助金とは

国、県、市、他団体等からの補助金を指します。

4. 市や国・県との共催事業は補助対象となるのか

行政との共催事業は対象外となります。なお、後援事業の場合は補助対象となります。

5. 物販は営利目的となるのか

事業の主たる目的が営利でなければ、物販は可能です。ただし、収支予算書や収支決算書に計上してください。展覧会事業で、展示物全てを販売するものは、営利を目的とした展覧会と判断し、対象外となります。

6. 練習会場の使用料等は補助対象経費となるのか

会場使用料等の練習に要する経費は認められません。ただし、前日等に行うリハーサルにおける使用料は補助対象となります。

7. プロの演奏家等は申請可能か

営利を目的とせず、地域貢献等を目的に行う事業については対象となります。

ただし、高額なチケット販売にて広く一般に公開されないものや、所属事務所による申請は営利を目的とした事業と判断し、補助対象外となります。

8. 申請時よりも事業費が増減した場合は

事業費が申請時の予定を超えてしまった場合、交付決定額を超える補助金の交付はできません。事業費が下回った場合は、それに合わせて交付決定額から減額いたします。

9. 諸事情により、申請時と事業内容が変わる場合は

収支予算書の予算に変更が生じる場合は、大分市文化振興課（本庁舎5階）へ事前にご連絡下さい。

10. 選考委員会での判断内容は

申請時の書類をもとに、事業計画、収支予算等の計画性、発展性、自立性、公益性等を判断します。定期演奏会（公演）など恒例で開催される事業で、内容が例年と変わらないものは、選考の際の優先度は低くなります。

①計画性

- ・事業目的、収支予算書、事業内容等が明確かつ適切であるか
- ・緊急時の対応など、来場者や関係者の安全を配慮したものであるか

②発展性・自立性

- ・一過性ではなく、今後も継続・発展させられることを目指しているか
- ・補助金以外の自主財源（協賛金など）の確保に努めているか

③新規性

- ・初開催事業や他分野との初連携事業など、市民に新たな文化の出会いをもたらすことが期待できる内容か

④創造性

- ・事業内容が団体または個人の特徴を生かした、個性的なものとなっているか

⑤公益性・効果性

- ・事業活動の内容や実績、今後の展望において、地域や社会に貢献し、大分市の文化・芸術の振興に寄与する内容となっているか
- ・広く市民の参加・鑑賞が期待できる内容となっているか

11. 何団体くらい補助金が交付されるのか

事業の予算内にて交付団体数を決定いたします。（1年度に約15団体予定）

12. 補助金の事前の概算払いは可能ですか

支払いは、事前の概算払いではなく、事業完了後の精算払いとなります。

大分市文化・芸術活動推進補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 住所 大分市荷揚町2番31号

氏名 おおいた吹奏楽団体

代表 大分 一郎

連絡先 000-1111-1111

（法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名）

担当者 大分 太郎

連絡先 000-2222-2222

大分市文化・芸術活動推進補助金の交付を受けたいので、大分市文化・芸術活動推進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 団体名又は個人名 おおいた吹奏楽団体 代表 大分 一郎
- 2 事業の目的及び内容
目的：日頃の練習の成果の発表の場となることはもとより、コンサートを通して、音楽文化の周知及び大分市の文化振興を図るため。
内容：幅広い世代が楽しめる2部構成の吹奏楽によるコンサート
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 団体概要書（様式第4号）（個人の場合にあつては、個人概要書（様式第5号））
 - (4) 誓約書兼同意書（様式第6号）
 - (5) 市税完納証明書
 - (6) 団体規約（団体が申請する場合に限る。）
 - (7) 過去のパンフレットその他のこれまでの活動実績が分かる資料
 - (8) その他市長が必要と認める書類

<p>内容</p>	<p>(タイムスケジュール、出演者数、演目、新たな取り込み、特徴的な取り組み等の詳細内容を記入してください。)</p> <p>第1部</p> <p>14:00～ ○○○</p> <p>14:30～ △△△</p> <p>14:50～15:00 休憩・換気</p> <p>第2部</p> <p>15:00～ ゲストによる□□□</p> <p>15:30～ ○△□□</p> <p>16:00 閉幕</p>
<p>事業効果</p>	<p>(補助金を受けて事業を行うことで、大分市の文化・芸術の振興にどのような効果があるか記入してください。)</p> <p>補助金によりゲスト招聘が可能となり、より質の高い演奏を披露することで、音楽文化の振興に寄与することはもとより、来場者へ吹奏楽の魅力を広くアピールすることができる。</p>
<p>今後の活動展望</p>	<p>(今後どのような活動につなげていきたいか、その展望について記入してください。)</p> <p>記念すべき10回目の節目となるコンサートにゲストを招く中で開催することで、団体員のモチベーションが高まるため、発表の場を増やすため冬にもコンサート開催を検討し、練習に精を出しより質の高い演奏を目指すことでチケットの完売を目指す。</p>
<p>特記事項</p>	<p>(その他特記すべき事項があれば記入してください。)</p>

様式第3号（第6条関係）

収 支 予 算 書

<収 入>

費 目	金 額	内 訳
入場料	200,000 円	一般 400 人 (400 人×500 円)
協賛金	円	
その他収入 (広告料・売上等)	円	
小 計 ①	200,000 円	事業収入合計
自己負担金	700,000 円	
大分市文化・芸術 活動推進補助金	300,000 円	補助対象経費の総額から事業収入を除いた額の2分の1 (③-①) × 1/2 千円未満の端数は切捨て
合 計 ②	1,200,000 円	

<支 出>

費 目	金 額	内 訳
報償費	100,000 円	ゲスト謝礼 2 名 (50,000 円×2 名)
旅費	100,000 円	ゲスト旅費 2 名分 (50,000 円×2 名)
印刷費	500,000 円	ポスター200 部、チラシ 1,000 部、 パンフレット 1,000 部、チケット 1,000 部
通信運搬費	70,000 円	ポスター・チラシ等郵送費、当日楽器運搬費
広告費	100,000 円	合同新聞広告費
手数料	10,000 円	ピアノ調律費
委託料	0 円	
使用料	300,000 円	ホルトホール大分大ホール、付帯器具設備使用 料 (前日リハーサル分含む)
消耗品費	20,000 円	楽譜購入費
その他	0 円	
合 計 ③	1,200,000 円	※補助対象経費の総額

※ 収支の合計は一致します。(② = ③)

※ できるだけ詳細に記入してください。

団 体 概 要 書

(ふりがな) 団 体 名	おおいた吹奏楽団体		
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	おおいた いちろう 大分 一郎	
	住 所	大分市荷揚町2番31号	
	TEL	000-1111-1111	Mail oita-suisogaku@oita.jp
担当者 (連 絡 先)	(ふりがな) 氏 名	おおいた 太郎 大分 太郎	
	住 所	大分市荷揚町2番31号	
	TEL	000-2222-2222	Mail oita-suisogaku@oita.jp
設 立	平成 25 年年 4 月	構 成 員	20 人
設立の目的	<p>音楽を通して、幅広い世代の交流を図ること。 吹奏楽の魅力が大分の方へ広くアピールすること。</p>		
団体の特徴	(アピールしたいこと)		
	<p>10代～60代の方が所属しており、他団体に比べて幅広い世代の人が音楽にて交流している。 また、年に1回開催しているコンサートでは、幅広い世代が楽しめる選曲をすることで、子どもから年配の方まで楽しめる内容となっている。</p>		
団体の特徴	(課題として抱えていること)		
	<p>団体員の人数が年々減少しているため、団体の維持が難しくなっている。 また、人数が少数になることで、練習の質が下がる。 定期コンサートにより吹奏楽の魅力を少しでも伝えられるように努めている。</p>		

	<p>日常的な活動場所（練習会場）と活動（練習）回数</p> <p>会場の名称 : <u>J:COM ホルトホール大分 小ホール</u></p> <p>会場の所在地 : <u>大分市金池南一丁目5番1号</u></p> <p>活動（練習）回数: <u>年・月・週 1回</u>（毎週木曜日）</p> <p>年間通算練習回数: <u>約 50</u> 回</p> <p>活動成果の年間を通しての発表場所及び回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">会 場 の 名 称</th> <th style="width: 20%;">回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">J:COM ホルトホール大分</td> <td>年 1 回</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>年 回</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>年 回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>年 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>年間を通しての主な活動スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月～ サマーコンサートの楽曲選定、準備 ・ 9月 地域のイベントにて演奏 ・ 10月 定期コンサート ・ 11月 新規団体員募集活動 		会 場 の 名 称	回 数	J:COM ホルトホール大分	年 1 回		年 回		年 回	計	年 回
会 場 の 名 称	回 数											
J:COM ホルトホール大分	年 1 回											
	年 回											
	年 回											
計	年 回											
主な活動歴等	令和5年10月	第9回コンサート										
	令和4年10月	第8回コンサート										
	令和3年10月	第7回コンサート										
	令和2年10月	第6回コンサート										
	令和元年10月	第5回コンサート										
	平成30年10月	第4回コンサート										
	平成29年10月	第3回コンサート										

代 表 者	(ふりがな) 氏 名	
	住所	
	TEL	Mail @
活動の特徴	(アピールしたいこと)	
	(課題として抱えていること)	
活動の状況	日常的な活動場所（練習会場）と活動（練習）回数	
	会場の名称	: _____
	会場の所在地	: _____
	活動（練習）回数	: 年・月・週 _____ 回（毎週 _____ 曜日）
	年間通算練習回数	: _____ 回
活動の状況	活動成果の年間を通しての発表場所及び回数	
	会 場 の 名 称	回 数
		年 回
		年 回
		年 回
	計	年 回
主な活動歴等	年間を通しての主な活動スケジュール	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

様式第6号（第6条関係）

誓約書兼同意書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分市と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和6年 月 日

大分市長 殿

[法人その他の団体にあつては、事務所所在地]

住 所 大分市荷揚町2番31号

団 体 名 おおいた吹奏楽団体

氏 名 代表 大分 一郎

連 絡 先 000-1111-1111

生年月日 平成2年 1月 16日

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴団等ない旨の誓約をお願いしています。

令和6年8月1日

大分市文化・芸術活動推進補助金補助事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号
氏名 おおいた吹奏楽団
代表 大分 一郎
連絡先 000-1111-1111

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

担当者 大分 太郎
連絡先 000-2222-2222

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市文化・
芸術活動推進補助金に係る事業について変更をしたいので、大分市文化・芸術活動推
進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 変更の内容 | ゲスト1名の出演無し |
| 2 変更の理由 | 病気による療養により出演不可 |
| 4 補助対象経費の額 | 変更前 1,200,000 円
変更後 1,100,000 円 |
| 4 補助金交付申請額 | 変更前 300,000 円
変更後 300,000 円 |
| 5 添付書類 | ・収支予算書（変更後） |

令和6年11月20日

大分市文化・芸術活動推進補助金補助事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 住所 大分市荷揚町2番31号
氏名 おおいた吹奏楽団
代表 大分 一郎
連絡先 000-1111-1111

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

担当者 大分 太郎
連絡先 000-2222-2222

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市文化・
芸術活動推進補助金については、その事業を完了したので、大分市文化・芸術活動推
進補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業完了年月日 令和6年11月10日

2 添付書類

- (1) 結果報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) チラシ、パンフレット等の製作物（製作物がある場合に限る。）及び展示物等
の写真その他補助事業が完了したことを証する写真
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

全ての支払いが
完了した日

様式第11号（第9条関係）

結 果 報 告 書

団体名または個人名	おおいた吹奏楽団体 代表 大分 一郎		
事業名	第10回コンサート		
開催日	令和6年10月27日		
使用会場	J:COM ホルトホール大分 大ホール		
来場者数	500人	チケット 販売枚数	400枚
事業の成果	<p>ゲストが1名出演することができなかったが、2名のゲストによる演奏は、団体員にとってとても勉強になるものであった。</p> <p>また、来場者にも質の高い演奏を観覧していただき、吹奏楽の魅力をアピールすることができた。</p> <p>さらに、幅広い世代の楽曲を演奏することで、子供から年配者の方へ楽しんでもらえる内容となり、吹奏楽を身近に感じていただくことができた。</p>		
本補助金制度についてのご意見等	<p>団体の予算のみでは開催できない規模のコンサートを行うことができたため、非常に助かった。</p> <p>また、音楽文化の発信、団体構成員のレベルアップを図る良い機会となったため、今後の事業に活かしていきたい。</p>		

収 支 決 算 書

<収 入>

費 目	金 額	内 訳
入場料	200,000 円	一般 400 人×500 円、学生 100 人×0 円
協賛金	円	
その他収入 (広告料・売上等)	円	
小 計 ①	200,000 円	事業収入合計
自己負担金	515,000 円	
大分市文化・芸術 活動推進補助金	300,000 円	補助対象経費の総額から事業収入を除いた額の2分の1 $(③-①) \times 1/2$ * 千円未満の端数は切捨て
合 計 ②	1,015,000 円	

<支 出>

費 目	金 額	内 訳
報償費	50,000 円	ゲスト謝礼 2 名
旅費	50,000 円	ゲスト旅費 2 名分
印刷費	480,000 円	ポスター200 部、チラシ 1,000 部、 パンフレット 1,000 部、チケット 1,000 部
通信運搬費	50,000 円	ポスター・チラシ等郵送費、当日楽器運搬費
広告費	70,000 円	合同新聞広告費
手数料	8,000 円	ピアノ調律費
委託料	0 円	
使用料	288,000 円	ホルトホール大分大ホール、付帯器具設備使用料（前日リハーサル分含む）
消耗品費	19,000 円	楽譜購入費
その他	0 円	
合 計 ③	1,015,000 円	※補助対象経費の総額

※ 収支の合計は一致します。(② = ③)

※ できるだけ詳細に記入してください。

【提出先・問い合わせ先】

提出先：大分市企画部文化振興課（大分市役所本庁舎 5階）

提出方法：必要書類を直接持参（提出時間：平日 8時30分～12時、13時～17時15分）

連絡先：TEL 097-537-5663 メール bunkoku@city.oita.oita.jp